ASHIGIN WEALTH REPORT
2024.5.31
VOL.20

ご存知ですか？死後事務委任契約

『終活』という言葉が関心を集める昨今、独り身の方、身寄りがあっても頼りにできる親族がいない方などの増加を背景に、ご自身の死後における役所への届け出、お墓のことや各種契約に関することについて、第三者に委任する死後事務委任契約が注目されています。今回は、この死後事務委任契約の概要、必要性の高いケースなどについて取り上げます。

1. 死後事務委任契約とは

死後事務委任契約とは、自身の死後に行わなければならない事務手続きなどを、生前に第三者に委任する契約です。

(1)依頼できること、できないこと

葬儀、納骨、各種精算、遺品の整理など、死後にはたくさんの手続きがあります。このような手続きを担ってくれる親族がいない場合、未払金を払う人がいない、遺品の処分ができず住居を引き払えないといった問題が生じます。そのような場合に備えて、死後事務委任契約を利用する方が増えています。死後事務委任契約で対応できること、できないことは、以下のとおりです。

対応できること	対応できないこと
✓遺体の引き取り ✓死亡届の提出 ✓葬儀や納骨・永代供養などの手続き ✓病院や施設の治療費や利用料の精算 ✓遺品の引き取り（遺品整理） ✓賃貸物件の解約及び精算 ✓光熱費や公共料金の支払 ✓その他、死後の手続全般 ✓（必要に応じて）入院・入所の際の身元保証	✓医療行為への同意（医療行為への同意は家族が行うものであり、成年後見人であっても行えない） ✓故人の遺産を超える支払（死後事務委任契約で掛かる費用は原則委任者の遺産から支払われる）※預託金がある場合は除く ✓賃貸契約の際の連帯保証人の引き受け ✓相続分の指定や子の認知等の身分に関する事柄

(2)死後事務委任契約の必要性が高いケース

以下に該当する方は、早めに検討をはじめると良いでしょう。

死後事務委任契約の必要性が高いケース

- 生涯未婚で、子どもがいない
- 配偶者はいるが、子どもがいない
- 離婚歴があり、子どもと疎遠
- 内縁関係や事実婚の相手がいる
- 子どもはいるが、遠方や海外に居住している
- 家族、親族はいるが、死後の手続きの負担をかけたくない
- 家族、親族が高齢

2. 手続の流れ

(1)受託者の検討

死後の手続きを誰に委任するかを検討します。

受託者の例	特記事項
(1)民間事業者	・自身に必要な死後手続きやその他の対策など、幅広く専門スタッフに相談することが可能。
(2)弁護士や司法書士などの士業	・任意後見など、法律面に関する相談も可能。
(3)友人や知人、親戚など	・死後事務委任契約の受託者は、特別な資格は不要。 ・信頼できる方に委任することが可能。

(2)委任内容の検討

どのようなことを受託者に担ってほしいかを検討します。

(3)必要書類の準備

死後事務委任契約の締結に公正証書を作成する場合には、印鑑登録証明書と実印などが必要となります。

(4)公正証書で契約書を作成

死後事務委任契約は、公証役場にて公正証書で作成することをおすすめします。

公正証書は、公証人が内容を証明する文書であり、証明力と執行力を備えた文書です。死後事務委任契約の確実な履行のためには、契約書は公正証書で作成することが安全です。

3. 注意点

(1)契約内容(範囲)の確認

委任する内容(範囲)によっては、数百万円単位の重い負担となってしまうこともあります。受託者を選ぶ際は、複数を比較して検討しましょう。

(2)相続人や親族の理解

近年、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯を中心に、死後事務委任契約の需要が高まっています。一方で、死後事務委任契約を締結することについて家族や親族に知らせずにいると、死後の手続きの際、契約内容や費用に理解を得られず、スムーズに事務手続きが行えないなど、トラブルにつながる虞があります。契約内容について、事前にご家族・ご親族に知らせておくことをおすすめします。

4. まずは専門スタッフに相談を

死後事務委任契約は、相続に関する対策の一つですが、それだけで十分とはいえません。

足利銀行では、専門のスタッフが相続の手続きや資産承継について、幅広くご相談を承っております。ぜひお近くのブロック個人営業部にご相談ください。

本資料は、情報提供資料として作成されたものであり、情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、法務、会計、税務等の取り扱いについては、弁護士、会計士、税理士等と別途ご相談のうえ、最終のご確認、ご判断をお願いいたします。